

豊川市と愛知大学との連携・協力に関する協定書

(その他)

第5条 この協定に定めるもののほか、連携・協力の具体的な事項及び成果の利用条件等必要な事項については、甲乙協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙とが人的交流、施設の活用、各種活動への参加等の包括的な連携のもとに、多様な分野において相互に協力し、もって地域社会の発展、研究活動の促進及び人材育成に寄与することを目的とする。

(連携・協力分野)

第2条 甲と乙は、次に掲げる分野において連携・協力をする。

- (1) 安全・安心 安全で快適な生活環境づくり
- (2) 健康・福祉 健康で生き生きと暮らせるまちづくり
- (3) 建設・整備 住み心地よいまちの空間づくり
- (4) 教育・文化 あらゆる世代が豊かな心を育むまちづくり
- (5) 産業・交流 個性があり活力あるまちづくり
- (6) 行政・協働 効率的で効果的な行財政の仕組みづくり

(連携協議会)

第3条 前2条に定められた連携・協力を進めるために、甲と乙は、豊川市・愛知大学連携協議会を設置する。

2 豊川市・愛知大学連携協議会の設置に関する要綱は、別に定める。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間が満了する2箇月前までに、甲乙のいずれからも改廃の申出がない場合には、有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間更新されるものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

平成24年3月6日

(甲) 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地

豊川市
市長

山脇 実


(乙) 愛知県豊橋市畠町1-1

愛知大学
学長

佐藤 元彦
